

金銀箔調製を命す。

【三輪文書】

二〇八九

尙々うちため候はくの事、有次第此方へ可上候。はく屋に人を付置可申付候(五月九)。

態申遣候。仍大明國勅使來三月罷越付而、我等所ニ御やどの事被仰付候。就其日本國武者揃をも被成、御みせ可有との事候。金子三枚か五枚分、はくをうたせ可申候。五月中にことごとく出来候様に可申付候。加州にても銀はくの事申付候。唯今まで打ため候はく、何ほど候や、是又可申上候。尙長兵(奥村)へかたより可申候也。
(文祿二年四月九)
二月七日

ちくぜん 在印

三輪藤兵(吉宗)へ殿
(前田利家)
ちくぜん

在印

【三輪文書】

二〇九〇

尙々最前こしらへ候(長柄)ながへ百本に、はくをおかせ可申候。金はくの事藤兵(備)へかたへ申遣候而、請取おかせ可申候。やり共出来候はく、さいくの者共何ものほせ可

申候。百えだの長刀さやなども、びやくだんしたち(身)にこしらへ可申候。みなどをもとがせ可申候。

態申遣候。仍來三月大明國勅使就罷越、勅使宿をも可被仰付由候。武者揃を被成、御みせ可有之との事候。就其金はくの事は能州へ申遣候。其元にはく屋有次第に、銀はく五枚分か拾枚分うたせ可申候。五月中に出来候様に、かたく可申付候。爲其態申遣候也。
(文祿二年四月九)
二月七日

ちくぜん 在印

出羽守殿
(篠原一孝)
種善坊
(山崎宗俊)

(この文書には、三月に來朝すべき明使に示す武者揃に要する武器の裝飾を五月中に完了すべしとしたる破綻を有するが故に、その三月としたるは五月の誤寫なるが如く思はる。之に加ふるに、明使派遣の報を得たるは三月末にあるべきが故に、利家が二月七日を以てこの消息を發したることはあり得べからず。案するに四月にあらざるか。又舊記に文祿四乎

とするものあり。採るべからず。)

五月廿三日。本願寺の坊宮下間頼廉、珠洲郡鵜飼妙嚴寺に、宗祖繪像安置の許可せられたることを報す。

【能登國古文書】

二〇九一

以上

今度者唯恩長々在京にて、一段難左之義に候。乍去年來望被申候御開山様被成御免候。各可爲満足候。御繪所表紙入念申付候。時分柄難相調候へ共、此度之事候間、別而可有御馳走事肝要に候。何方へも停止にて無御免候へ共、數年無退屈望被申候付而、随分御取成申上候。御所様(教如)、太閤様爲御見廻、去廿日に至名護屋御下向候。猶於様躰者、唯恩可被申候。恐々謹言。

文祿二 五月廿三日

妙嚴寺總門徒中

刑部卿法印

頼廉

五月廿四日。前田利家、越中新川郡寶福寺に、

百俵の地を寄進す。

【寶福寺文書】

越中

二〇九二

新川郡舟見村寶福寺之觀音灯明田之事、(孝藏主)香藏主御理之義候間、兩村之内を以百俵地令寄進處、仍如件。

文祿二

五月廿四日

利家 在印

寶福寺

(孝藏主は豊臣秀吉の侍女なり。)

六月三日。前田利長、徳山秀現に、前田利家の歸陣すべき時期を質す。

【能登國古文書】

二〇九三

尙々其元様子懇承度候。何時分可爲御歸陣候哉。御返事に可承候。我等も此中目を散々相煩、折角養性候へ共、于今爾々々無之候。涯分養性無油斷申候。以上。態々申候。仍而高麗國御無事相濟候付而、ゆうげき並勅使兩人、至其地着岸之由候。御名譽之至、中々不得申候。然ばゆうげき宿之儀、利家させられ候由承候。御太儀之至